

## 第1回 岩沼市防災会議

### 岩沼市地域防災計画見直しの概要

- ①国の防災基本計画、宮城県地域防災計画見直しの経緯について
- ②岩沼市地域防災計画の見直し方針について
- ③宮城県の主な見直し事項と岩沼市地域防災計画への主な反映について

平成30年8月7日

岩沼市総務部防災課

# ①国の防災基本計画、宮城県地域防災計画見直しの経緯について

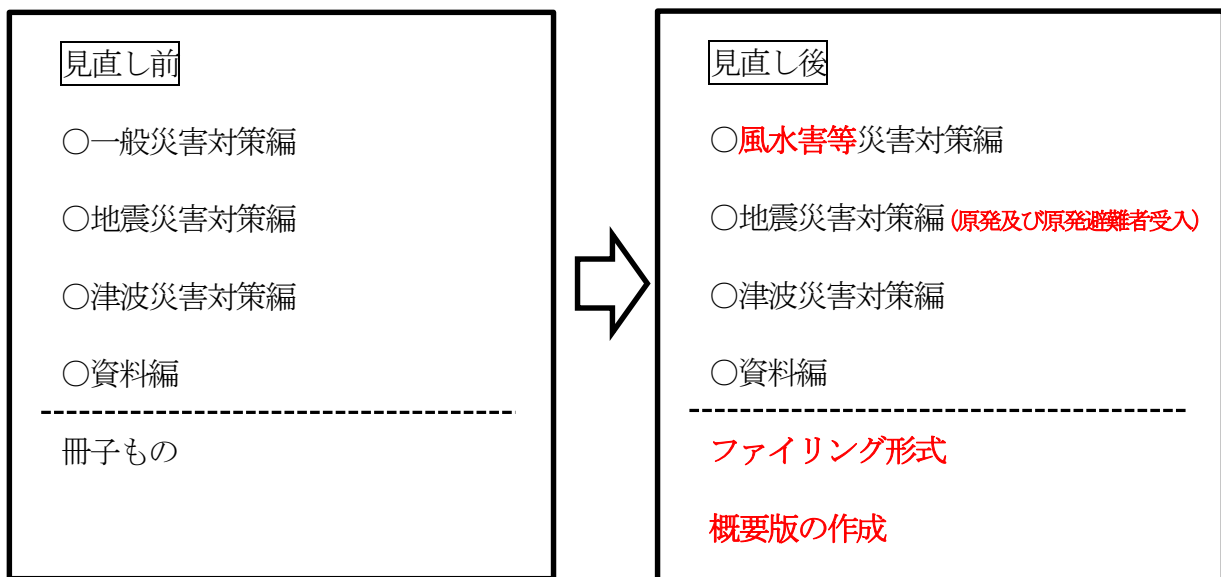
年 度	法・マニュアル等の改定	国の防災基本計画の 主な見直し事項	宮城県地域防災計画への 主な反映内容
平 成 25 年 度	<p>○避難行動要支援者の 避難行動支援に関する 取組指針</p> <p>○避難所における良好 な生活環境の確保に向 けた取組指針</p>	<p>○ 大規模災害からの復興に関 する法律の制定等を踏まえた 大規模広域災害への対策の強 化</p> <p>○ 原子力災害への対策強化 (原子力規制委員会)</p>	<p>1 東日本大震災の発災6か月後～ 半年間の検証の反映</p> <p>2 地区防災計画の規定</p> <p><b>3 避難行動要支援者名簿作成の義 務化</b></p> <p>4 指定避難所・指定緊急避難場所 の指定及び周知の義務化</p>
平 成 26 年 度	<p>○災害対策基本法改正</p> <p>○土砂災害防止法改正</p> <p>○避難勧告等の判断・ 伝達マニュアル作成ガ イドライン改定</p>	<p>○ 放置車両及び立ち往生車両 対策の強化</p> <p>○ 原子力防災体制の充実・強 化に伴う修正</p>	<p><b>1 緊急通行車両通行のための放置 車両の移動</b></p> <p><b>2 土砂災害危険箇所等の基礎調査 結果の公表</b></p> <p><b>3 土砂災害警戒情報の伝達</b></p> <p>4 早期の避難勧告等の発令</p> <p>5 広域防災拠点の位置付け、圏域 防災拠点の選定</p>
平 成 27 年 度	<p>○活火山特別措置法施 行</p> <p>○避難勧告等の判断・伝 達マニュアル作成ガイ ドラインの改定</p>	<p>○ 広島土砂災害をはじめとし た最近の土砂災害の教訓を踏 まえた対策の強化(土砂災害防 止法改正、中央防災会議土砂災 害対策検討WG報告)</p> <p>○御岳火山噴火災害により得 た教訓を踏まえた火山災害へ の対策強化(中央防災会議火山 災害対策検討WG報告)</p> <p>○複合災害に係る対策強化</p>	<p>1 水害・高潮災害を対象とした避 難勧告等の発令</p> <p>2 避難準備情報の活用</p> <p>3 最近の災害対応の教訓等を踏ま えた運用の改善等</p> <p>4 火山災害への対策強化</p> <p><b>5 土砂災害への対策強化</b></p>

		<p>○実施主体の明確化等</p> <p>○活火山法の一部改正等の制度を踏まえた防災対策の強化（活火山法、水防法、下水道法、廃棄物処理法の改正）</p>	
平成28年度	○避難勧告等に関するガイドラインの改定	○「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」報告を踏まえた修正	<p>1 火山防災対策の反映（活火山法の一部改正による反映含む）</p> <p>2 最近の災害対応の教訓等を踏まえた運用の改善ほか（仙台空港民営化における役割整理）</p>
平成29年度	<p>○水防法の一部改正の施行</p> <p>○宮城県津波対策ガイドラインの改定</p>	<p>○熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討WG報告等を踏まえた修正</p> <p>○平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）を踏まえた修正</p> <p>○その他最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正</p>	<p>1 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成義務化</p> <p>2 避難訓練実施の義務化・港湾管理者、漁港管理者による緊急通行車両の通行確保等</p> <p>3 津波災害における「避難指示(緊急)」の発令基準の見直し</p>

## ②岩沼市地域防災計画の見直し方針について

東日本大震災の教訓を踏まえた平成25年3月の岩沼市地域防災計画の見直しから、前記1のように、国の防災基本計画の一部修正、関連法令や関係マニュアル、ガイドライン等の改定が行われ、これを受けて宮城県地域防災計画の見直しが行われています。

災害対策基本法第42条では、「(略)市町村防災計画を作成し、及び毎年市町村防災計画に検討を加え、必要があると認めるときにはこれを修正しなければならない。この場合において、当該市町村防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。」と規定されており、岩沼市地域防災計画についても、国の防災基本計画、宮城県地域防災計画と相互に関連性を有し、連携した計画とする必要があります。特に、近年におきましては、関東・東北豪雨や熊本地震、西日本豪雨など全国各地で自然災害が多発している状況を踏まえ、新たな国の防災基本計画や関連法令、宮城県地域防災計画との整合性を図り、現実に合わせて岩沼市地域防災計画とするため、見直しを行うものです。



③宮城県の主な見直し事項と岩沼市地域防災計画への主な反映について  
修正概要案

(1) 一般災害対策編→風水害等災害対策編として再編

1 防災基本計画の修正の反映

(1) 最近の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害への対策の強化

○ 土砂災害の危険性のある区域の明示 ⇒土砂災害予防対策 土砂災害の危険性のある区域の明示、基礎調査を完了させる実施目標の設定等について必要な修正を行う

○ 土砂災害警戒情報の活用 ⇒土砂災害にかかる避難勧告又は指示について、国又は県に必要な助言を求めることなどを盛り込んだ土砂災害警戒活動の項目を新設

(2) その他河川の浸水想定に関する情報 ⇒市町村等へ浸水想定の情報を提供

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定の反映

・避難準備情報の活用 ・避難場所・避難行動 ・避難誘導・指定緊急避難場所の開設及び周知  
⇒避難準備情報の更新（防災基本計画における避難準備情報の考え方を反映。また、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定、避難勧告等ガイドラインの改定を反映）

3 水防法や土砂災害防止法の改正の反映

(1) 基礎調査結果の公表 ⇒避難体制の充実・強化を図るために追加

(2) 避難場所、避難経路等の明示 ⇒土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項等を定めることを追加

(3) 避難確保計画作成の義務化 ⇒要配慮者利用施設の所有者又は管理者の計画策定義務化を明記

(4) 避難確保計画の作成を促進するため、市町村が説明を行うこと等について明記

4 「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方(報告)」等を踏まえた修正

○ 災害時の優先業務の絞り込み、全庁を挙げた体制の構築

⇒平成28年台風第10号災害の教訓を踏まえ、市が躊躇無く避難勧告等を発令できるよう、平時より災害時に優先すべき業務の絞り込み、業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築について追加修正等

## (2) 地震災害対策編

### 1 「自助・共助・公助」の概念に基づき、市・県・防災機関・市民一丸となった取組の反映

- 平素からの防災への取組の強化
  - ・ 基本理念の反映、地区防災計画、各主体の責務、等
- 住民等の円滑かつ安全な避難の確保
  - ・ 指定緊急避難場所、安全確保措置、避難行動要支援者名簿、等
- 被災者保護対策の改善
  - ・ 指定避難所、安否情報の提供、被災者台帳の作成、等

### 2 防災基本計画の修正の反映

#### (1) 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善等

- 地方公共団体における業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化 ⇒業務継続計画を策定するに当たって、首長不在時の明確な代行順位を位置づけること、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保など、重要な6要素が明記されたため、必要な箇所を修正

### 3 「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援検討WG報告」等を踏まえた修正

- 応急的な住まいの確保や生活復興支援として、「住宅に関する各種調査」の新設追加、「罹災証明書」の交付について追加修正

### 4 その他

- 原子力災害時の東松島市からの避難者の受け入れについて追加
  - ・ 宮城県から「避難計画[原子力災害]作成ガイドライン」が示され、避難元自治体の東松島市民を岩沼市が受け入れる協定を締結しており、その内容を追加

### (3) 津波災害対策編

#### 1. 避難勧告等に関するガイドライン改定等の反映

##### (1) 避難勧告等の発令基準等の改正

「避難勧告等に関するガイドライン」を反映した避難勧告等の発令基準について、必要箇所を修正

- ・平成28年11月22日、福島県沖を震源とする地震による津波の対応で明らかとなった自治体ごとのばらつきについて、津波避難に関しては、「避難指示（緊急）」のみを発令すること、などの修正を反映

##### (2) 津波避難ビルの指定要件等の改正

- ・津波避難ビルの構造等の指定要件等について、必要な箇所を修正

##### (3) 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

- ・宮城県津波対策ガイドラインの修正に伴い追加された津波ハザードマップの整備について、必要な内容等を反映